

社会福祉法人三社会
評議員・役員の報酬等及び費用弁償に関する規定

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人三社会（以下「本会」という。）の定款第8条、定款及び定款第21条に基づく評議員、役員の報酬等の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(意義)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語意義は、当該各号の定めることによる。

- (1) 評議員とは、定款第2章によるものをいう。
- (2) 役員とは、定款第4章による理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、前号の役員のうち、本会業務を所管する者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、第2号の役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

(報酬等の額)

第3条 評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席の都度、定款第8条に定める金額の範囲内で、別表第1に基づき支給する。

2 常勤役員の報酬は月額とし、別に定める。

3 非常勤役員の報酬は日額とし、理事会等本会業務への出席の都度、また、監事の監査業務は業務執行の都度、別表第2に定める年度総額の範囲内で、同表に基づき支給する。

(報酬支払方法)

第4条 前条各号に規定する報酬、費用等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関に振り込むことができる。

(費用の弁償)

第5条 本会は、第2条の第1号、第2号、第4号による評議員、役員等が、その職務を行うために要する費用を弁償する。

2 費用の弁償の額は実費とする。ただし、旅費については近接地外の旅行に関するものを対象とし、旅費規則に基づき算出されるものとする。

3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する名義の金融機関に振り込むことができる。

(規程の改廃)

第6条 この規定の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規定の実施に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附則 この規定は平成29年4月1日より施行する。

この規定は令和6年1月1日より改定する。

別表1 評議員の報酬

役職	報酬日額 (1人当たり税別)	年度総額 (1人当たり)	年間総額 (合計)
評議員	8,000 円	50,000 円	350,000 円

別表2

役職	報酬日額 (1人当たり税別)	年度総額 (1人当たり)	年間総額 (合計)
理事	8,000 円	60,000 円	360,000 円
監事	8,000 円	60,000 円	120,000 円
監事 (監査)	20,000 円	100,000 円	200,000 円